

研究倫理部会研究会に関する申し合わせ事項

1. 目的

本申し合わせ事項は、日本生命倫理学会研究倫理部会(以下、本部会)が主催する研究会における取り決めを定めるものである。

2. 参加資格

研究会に参加できる者は原則本部会の会員とする。ただし、本部会運営委員会による事前の承認がある場合には、本部会会員以外の参加を認める。

3. 発表資料の取り扱い

- (1)研究会において発表者等から提供もしくは Web 共有された資料については、研究会参加者個人での使用に限るものとし、他者と共有してはいけない。また、発表者の着想・アイデアについて盗用等の不正行為を働いてはならない。ただし、発表者本人の承諾が得られる場合には、その限りではない。
- (2)前項に違反する者が発覚した場合には、部会からの除名等の処分を行う可能性がある。また、当該違反行為の事実については日本生命倫理学会に報告するものとする。